

《新潟県女子委員会が運営する、令和2年度試合時の対応》

◆今年より【顔写真付きの電子登録証プリントアウト】して大会運営者に提示する。

◆端末機器での提示について

原則的には、【電子選手証プリントアウト】の提示になります。

最悪トラブルで提示できない場合に限って、端末機器での提示は効力を有します。

端末機器の画面を直接見せる行為について、規律委員会としては推奨しません。

理由として、運営側が選手登録チェックのために端末機器を一定時間預かるため、

機器破損、紛失などのリスクが伴う。

また、見づらいことや電源が切れるなどのトラブルが起こる可能性があり、

運営側のチェックに時間がかかるリスクが伴う。